



長野県報

4月16日(水)
平成26年
(2014年)
号外

目次

規則

財務規則の一部を改正する規則(会計課) 1



財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年4月16日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第20号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第157条の2第2号中「含む。」の次に「次条及び」を、「更新手続」の次に「並びに当該資格に関する書類を入手する方法」を加える。
第157条の3に次の1項を加える。

2 知事は、前項の審査の結果、第120条第2項に規定する資格がないと認めた者から請求があつたときは、速やかに、当該資格がないと認めた理由を当該請求を行つた者に書面により通知するものとする。

第157条の4中「第2条第6号」を「第2条第5号」に、「24日」を「当該最初の契約に係る入札の公告においてその契約以外の契約に係る入札の公告を少なくとも当該入札の期日前24日までに行う旨を明らかにした場合に限り、24日」に改める。

第157条の5第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第121条第1項の規定による審査に係る申請を行う時期並びに当該審査に関する事務を担当する部等の名称及び所在地

第157条の5第2項中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第157条の9第1号中「同項第2号」を「同項第3号」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 電子入札により一般競争入札又は指名競争入札を行う場合には、その使用に関する事項

「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">9 設計図書閲覧期間及び場所</td><td style="width: 70%; text-align: center;">自 年 月 日 至 年 月 日</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">」を</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">10 落札者決定基準</td></tr> </table>	9 設計図書閲覧期間及び場所	自 年 月 日 至 年 月 日	」を		10 落札者決定基準	
9 設計図書閲覧期間及び場所	自 年 月 日 至 年 月 日						
」を							
10 落札者決定基準							

9 契約条項、設計図書等を示す方法	
10 落札者決定基準	
11 入札の無効	
12 契約の手続において使用する言語	
13 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付	に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

会計課